

# 変更になります

初診時の保険外併用療養費を下記の通り変更いたします。

令和2年2月1日より

¥ 2,200 → ¥ 3,300

こちらは医療機関の機能分化の推進を目的として、初期の治療は地域の医院・診療所で行い、専門医療や入院は病院(200床以上)で行うという、厚生労働省により制定された制度に基づき、他の保険医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちでない初診患者さんにご負担いただく費用となります。

## 【初診時において保険外併用療養費が発生する場合】

- (1)通常診療時間内、当院に初めてご来院される場合  
[平日 9:00~17:00 / 土曜日 9:00~12:00]
- (2)以前に受診したことはあるが、すでに治療が終了(治癒)または中止した後、再び来院される場合
- (3)患者さんが任意に治療を中止し、あらためて受診される場合

## 【初診時において保険外併用療養費が発生しない場合】

- (1)他の医療機関などから紹介状(診療情報提供書)をお持ちいただいた方
- (2)今回受診する診療科は初めてだが、別の診療科で治療中の方
- (3)救急車で来院される方、または時間外(救急)診療で受診される方
- (4)特定疾患または障害などにより国の定める各種公費負担制度を受給されている方

【お問合せ先】 総合受付、各カウンターもしくは病院代表電話までお問合せください。

☎ 047-345-1111(代)

[平日 9:00~17:00 / 土曜日 9:00~12:00] (受付時間)



IMS(イムス)グループ 医療法人財団 明理会

# 新松戸中央総合病院

令和元年12月 医事課